

横浜市金沢産業振興センタークラブ棟排水ポンプ改修工事 特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センタークラブ棟排水ポンプ改修工事
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目5番2 横浜市金沢産業振興センター
1-3 履行期間	契約締結日から令和7年3月5日まで
1-4 工事の目的	クラブ棟排水ポンプの改修工事を行う。
1-5 現場責任者	現場責任者は、電気・機械・建築設備設備の取り扱いに精通した者とする。
1-6 共通仕様	図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。 ※「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※「建築工事標準詳細図」（最新版） （国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修） ※「公共建築工事（改修工事）標準仕様書」（最新版） （国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修） ※「横浜市住宅建設工事特記仕様書」 ※「横浜市公共住宅改修工事特記仕様書」 ※「横浜市建築工事特記仕様書」 ※「横浜市建築改修工事特記仕様書」 ※「横浜市建築局監修：電気設備工事施工マニュアル」 ※「横浜市建築局監修：機械設備工事施工マニュアル」
1-7 改修内容	改修工事の主な内容は、次のとおり 1 電気室排水ポンプ電気工事等 (1) 水中ポンプ 荏原 50DN5.4 3Φ200V 0.4KW 2台 (2) 配線用遮断器 ELCB3P 20AT 1個 (3) 配線用遮断器 MCCB3P 10AT 2個 (4) 配線用遮断器 MCCB 2P 5AT 1個 (5) 電磁開閉器 電磁開閉器 10A サーマル 2.1A 2個 (6) フロートレススイッチ 61FG2N 1個 (7) ラチェットリレー G4Q-212S 1個 (8) 補助リレー 4個

- (9) セレクトスイッチ 2 個
- (10) パイロットランプ 7 個 集合表示灯 30 灯 1 式
- (11) 端子台 1 式
- (12) 配線材 1 式
- (13) 組立部材 1 式
- (14) 制御盤 1 式
- (15) 電極保持器・電極棒 (4 極) 1 式
- (16) SUS プルーBOX 200×200 1 式
- (17) 電線 CV2Sq-4C 10m
- (18) 電線管 (雑材含む) 1 式
- (19) 警報配線 10m 1 式

2 電気室排水ポンプ配管工事等

- (1) HIVP 50A×4,400 6 本
- (2) 上記継手 1 式
- (3) SUS 支持材 1 式
- (4) 消耗雑材 1 式
- (5) ポンプ設置配管工事 1 式
- (6) 支持金具製作取付 1 式
- (7) 貫通部仕舞、穴埋め 1 式
- (8) 基礎工事・仮設工事
床養生 (シート養生)・工事区画 (カラーコーン・バー) 1 式
- (9) コア抜き工事
ピット内外コア削孔、コア抜き 75Φ 1 式

- (10) 排水溝工事
カッター工 サンダー 1 式
- (11) 土間研り 人力 電動ピック 1 式
- (12) 同上ガラ積み込み・運搬処分 1 式
- (13) 人力床堀 残土自由処分 1 式
- (14) 掘削部モルタル仕上 1 式

3 ポンプ室排水ポンプ更新工事

- (1) 水中ポンプ 50DN5.4 2 台
- (2) HIV 耐衝撃配管 4 m 1 式
- (3) ジョイントソケット 2 個
- (4) TS バルブソケット 2 個
- (5) ユニオン継手 PVC 1 個
- (6) 機械工 1 式
- (7) 雑材料消耗品 1 式

4 ポンプ、配管施工

- (1) 本ポンプは、湧水を揚水するもので、水中において連続運転に耐え、振動騒音が少なく、円滑に運転できると共に、特にキャビテーション現象が発生しないような堅牢な構造とすること。
- (2) ポンプに使用する電動機は、鑑識水中形誘導電動機とすること。
- (3) ポンプケーシングは内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに、腐食、摩擦を考慮した良質の樹脂製品または同等以上の鋳鉄製品とすること。
- (4) ポンプの羽根車は渦流タイプで良質強靱なる製品とし、固形物の混入に対し、堅牢で詰まりにくい構造とすること。
- (5) 主軸は、電動機軸を延長したもので、伝達トルク及び振動に対し

ても十分な強度を有すること。

- (6) 軸受は、十分な支持容量を有し長時間の連続運転に耐え円滑な自己潤滑ができる構造とすること。
- (7) 軸封部は、メカニカルシールを用い運転中、停止中を問わず異物がモータ内侵入しないよう中間に軸封油を密封した二段構造とする。また、シール等の取替えは容易に行える構造とすること。
- (8) 配管との接続フランジ寸法は、JIS 規格または、日本水道協会規格とすること。
- (9) 異常温度上昇を検知するサーマルプロテクタまたはオートカットを内蔵すること。
- (10) 逆止弁は、閉鎖時に急激な水撃圧に対し十分な耐久力のあるもので、水密が十分に保たれる構造とすること。
- (11) 弁体は、開閉作動が確実なもので、流水抵抗の極力少ない構造とすること。
- (12) ガイドパイプは、ポンプ本体から揚水管・吐出管で屋外の雨水マンホールまでとする。圧送管の管径は、使用するポンプと同一口径以上とする。
- (13) 送水管は、内圧・外圧を考慮し、硬質塩化ビニール管、ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管、交換等を用い、必要に応じて保温工を施すこと。
- (14) 埋設管は、管の位置が明確になるように明示シートを併せて埋設すること。圧送管の最低土被りは 50cm 以上とすること。最低土被りを確保出来ない場合は必要な保護を行うこと。

5 電気設備施工

- (1) 電気設備工事は、水中ポンプ 4 台の運転に必要な動力引き込み工事、幹線工事、接地工事、機器据付工事、総合試運転調整をすべて含む。
- (2) 受電電圧は、交流 3 相 200V とし、制御電源は、100V とすること。
- (3) ポンプの故障等が発生したら既存の電気控室警報盤へ故障信号を伝送するようにすること。
- (4) ポンプ制御盤は、耐候性に優れ、盤内回路等を保護する鋼製、SUS 製とすること。
- (5) ポンプ付属の動力及び制御ケーブルは、電線管内での接続を避け、電圧降下並びに維持管理時における作業性を考慮し、余裕あるケーブルサイズ、長さ、電線管サイズを選定すること。
- (6) 電極棒の動作に支障が生じることが予想される場合は、監督員と協議のうえ、投げ込み圧力式水位計（または気泡式）を設置すること。

6 産業廃棄物処理 1 式

7 試運転及び調整 1 式

1-8 工事条件等

一般事項

1 施工図面・施工計画書

施工に当たっては、現場着工前に必ず施工詳細図及び施工計画書を製作して、監督員の承認を受けた後に施工すること。

万一、設計図書について疑義あるときは必ず事前に監督員と打合せを行い、その指示に従うこと。

1-9
適用範囲

また、当該施設の日常業務及び施設利用に支障が無いよう工程を組み、やむを得ずそれらに支障が生じる場合には事前に報告し、調整を図ること。

2 使用材料

本工事に使用する諸雑材及び製作品は JIS 規格品又は各々それに合格した品質優良な新品とし、見本品又は製作詳細図を提出し監督員の承認を受けた後、正式に発注すること。

また、既存機器を利用して改修する箇所においては、既存機器への取付の可否を施工者において調査のうえ、監督員の承認を受けること。

3 製作品検査

諸製作品は監督員に製作詳細図を提出し、その承認を受けた後に製作に着手し、完成の上性能試験を行い、それに合格した後現場へ搬入すること。

また、監督員の指示がある場合は、立会検査を行う。

4 工事写真

本工事施工については、監督員の指示により工事写真、竣工写真を撮影すること。

5 軽微な変更

設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微なものは、監督員の指示に従い本工事請負金の内で施工すること。

6 工事保証

施工者は工事完成後であっても工事の不完全納入品の欠陥に起因する故障は、一年間の保障の責任において直ちに修理又は良品と取り替えること。

7 工事負担金

工事時の電力及び上水等は当施設のものを使用できるものとする。

8 既設機器の撤去

指定した既設機器の撤去及び廃棄は法令等に基づき、適切に処分すること。

9 水中ポンプ設置完了後に、配管等の漏水検査を実施すること。

現場の施工に際し、下記の点に注意すること。

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。

1-10
疑義

本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い、指示に従うこと。

また、施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

1-11
現場の施行

設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。

また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1 既存の水中ポンプ撤去に伴い、一部配管、電線路等は、交換後も使用するので、丁寧に撤去すること。

2 同様に水中ポンプ据付時には、既存の電気配線、水道配管を使用す

1-12
安全管理

- ること。
- 3 工事後の試験、調整を行い、支障無く使用できる状態とすること。
 - 4 産業廃棄物処分、その他必要な手続きを含むこと。
- 1 施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応をすること。
 - 2 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
 - 3 施工中に事故が発生した場合は、直ちに適正な措置を行うとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
 - 4 重要な工作物に接近して施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置、連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
 - 5 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
 - 6 危険物を使用して施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、許可を得ること。
 - 7 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。
 - 8 排水ポンプ工事で、ピット内で作業する場合は、十分に換気を行い、酸素濃度等を測定し、記録し安全に作業を実施すること。

1-13
現場管理

- 整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
- また、本工事は施設を運営しながらの工事になるため、施設に支障が生じないように十分配慮すること。
- 1 仮設
本工事に必要な電気・水道は、既存設備から供給する。
 - 2 発生材の処理
発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。また、必要に応じ、マニフェストを提出すること。
 - 3 復旧
他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。
 - 4 工事終了後の措置
工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。
 - 5 その他
(1) 工事期間中は、来館者に支障がないように施工すること。
(2) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。
(3) その他は、監督員と打合せの上、施工すること。